

平成27年度渋川市の入札・契約制度の改正について

1 建設工事に係る予定価格の公表時期について（解体工事を除く）

渋川市が発注する建設工事に係る予定価格事前公表実施要領を制定しました。
 なお、解体工事については事後公表のまま変更はありません。

現 行	改正後
事後公表	事前公表

2 建設工事に係る最低制限価格制度の改正について

渋川市建設工事最低制限価格制度実施要領を改正し、最低制限価格の算定を下記のとおりとしました。
 なお、解体工事については10分の7を基準額とします。

現 行	改正後
<p>「算定方法」 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とします。ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とします。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p>	<p>[算定方法] 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を最低制限価格基準額（以下、基準額と言う。）とします。ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額を基準額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額を基準額とします。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>2 特別なものについては、前項にかかわらず、契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た額を基準額とします。</p> <p><u>基準額×無作為係数=最低制限価格とします。</u></p> <p>注 無作為係数は、パソコンで無作為に決定した数値を用います。数値は入札案件ごとに1回のみを使用とし、開札時に決定します。</p>

3 建設工事に係る入札執行回数について（解体工事を除く）

渋川市が発注する建設工事に係る予定価格事前公表実施要領の制定に伴い、渋川市建設工事請負契約に係る入札執行回数の事務処理要領を廃止しました。

現 行	改正後
3回	1回

4 解体工事に係る入札執行回数について

渋川市建設工事請負契約に係る入札執行回数の事務処理要領の廃止に伴い、入札執行回数を変更します。

現 行	改正後
3回	2回

5 電子入札案件の質疑について

質疑書を持参する方法から、電子入札共同システム上での手続としました。